

# 電子的診療情報連携体制整備加算に係る揭示

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- 1 オンライン請求を行っています。
- 2 オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 4 診療報酬明細書を無償で交付しております。
- 5 マイナ保険証の利用率が30%以上を有しております。
- 6 マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しております。
- 7 マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さまからの健康管理に係る相談に応じています。
- 8 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い診療を実現するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しております。
- 9 厚生労働省が認証する電子カルテ製品の電子カルテを有しております。

2026年6月1日  
JA静岡厚生連静岡厚生病院